公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由(企 画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備考
舞鶴港和田地区道路(上安久線) 分筆登記等申請業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所長 石田 博 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所 京都府舞鶴市下福井910番地	R5.4.3	土地家屋調査士 麻畠 克司	-	会計法第29条の3第4項 本業務は、舞鶴港和田地区道路 (上安久線)の用地買収に必要となる、分筆登記等の表示登記申請手続き等をおこなうものである。 分筆登記等の法定添付情報である地積測量図の作成者は、その図面に表示された土地について実際に調査・測量をおこなった者である必要がある(昭和61年9月29日民三第7271号民事局長回答)ことから、会計法第29条の3第4項の規定により、前年度において公共用地取得に伴う分筆登記等の表示登記をおこなうために必要となる地積測量をまた。 資料調査をび現地調査等を表った。 資料調査等と表ってある。	31,808	26,895	84.55%		単契調予総67,8 90
舞鶴港和田地区道路(上安久線) 工事用地賃貸借(その4)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所長 石田 博 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所 京都府舞鶴市下福井910番地	R5.4.3	個人	-	会計法第29条の3第4項 本物件は、舞鶴港和田地区道路 (上安久線)整備に必要となる、工事 用地を借り上げるものである。 当該工事用地は、起業地に隣接し、 かつ十分な広さがあり、工事用地と して利用できる物件を探したところ、 当該物件のみであったことから、会 計法第29条の3第4項の規定により、 当該物件の所有者と随意契約を締 結するものである。	1,441,584	1,441,584	100.00%		
建物賃貸借(柴山港出張所庁舎)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局無鶴港湾事務所長 石田 博 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所 京都府舞鶴市下福井910番地	R5.4.3	個人	-	会計法第29条の3第4項 本物件は、柴山港出張所の事務室 として使用するため賃貸借するもの である。 業務を行うにあたって、船舶の接岸 場所が近くに確保でき、工事場所に 比較的近く、最低限の事務室・書庫 面積が確保できる物件を探したとこ ろ、当該物件のみであったことから、 会計法第29条の3第4項の規定により、当該物件の所有者と随意契約を 締結するものである。	2,016,660	2,016,660	100.00%	-	